燃料供給業者の皆様へ

選挙運動の公費負担に係る手続きのご案内

【公費負担の対象】

選挙運動用自動車の燃料代が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、七宗町選挙管理委員会の交付する「表示」を取り付ける必要があります。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日から選挙の期日の前日まで）に限られます。無投票の場合は1日のみです。

【公費負担の限度】

　公費負担の限度額は、候補者が七宗町選挙管理委員会の「確認」を受けた額です。候補者から提出される「自動車燃料代確認書」でご確認ください。

なお、この「確認金額」は7,560円×選挙運動期間の範囲内です。

【候補者との契約】

　公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、燃料の種類、期間、１ℓあたりの単価などを明らかにする必要があります。また、給油のつど、伝票（日付、自動車登録番号（又は車両番号）、燃料の供給量、金額が記載されたもの）を候補者へお渡しください。

【町への請求・町からの支払い】

　請求書は、選挙の期日後１５日以内に町へ提出してください。

町が正当な請求書を受領した日から６０日以内にご指定の口座に入金します。

〇町への請求時に提出する書類

　　・請求書

・請求書内訳書

　　・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）・・・候補者から受け取ってください。

　　・給油伝票の写し（候補者から受け取ってください。）

　　・自動車燃料代確認書（候補者から受け取ってください。）

※候補者の供託物が没収になる場合、町には請求できません。

【最後にご確認ください】

　〇公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

　　・選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代

　　・選挙運動期間外に供給した燃料代（告示日前日や投票日以降に給油した場合は対象となりません。）

　　・自動車の整備費、洗車代

　　・選挙事務所暖房用の灯油など

ご不明な点は、七宗町選挙管理委員会（電話：0574-48-1111）までお問い合わせください。